

認定ケアマネジャー資格試験に関するよくある質問

Q	A
認定ケアマネジャー申請資格・メリット等	
認定ケアマネジャー資格取得のメリットとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネジャー受講要件にある専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して5年以上必要なものが3年以上に短縮されます。 ・主任ケアマネジャー更新研修の受講対象者となります。ただし、都道府県によって多少条件が違いますので都道府県にご確認ください。 ・日本ケアマネジメント学会の会員となって、「認定ケアマネジャーの会」に入会されると、認定ケアマネジャーの方により高度なケアマネジメント能力を身に付けるための認定ケアマネジャー会員限定のステップアップできる研修会が受講できます。
試験に対応している研修会はあるか？	学会主催研修会では、「認定ケアマネジャー受験準備講座」・「スタンダードコース スーパーバイザー養成講座」を受講されることをお勧めします。 お申込みは学会ホームページからできます。2019年度の研修会申込みはただいま準備中です。
介護支援専門員としての実務経験が3年あれば、誰でも認定ケアマネジャーを受験できるのか？現在の会員のメリットは？	受験される年の8月1日現在で、介護支援専門員としての実務経験が3年以上であれば、どなたでも受験できます。2019年度の受験に関しては、 会員、2017年6月末までに学会に入会された方の場合 、実務経験は通算1年以上で受験ができます。また、会員割引の受験料で受験ができます。2017年7月1日以降に入会された方については、実務経験は通算3年以上必要で、非会員と同様の受験料となります。
2019年度から会員になることのメリットは？	2019年6月末までに入会された方の場合、2年後（2021年）の受験が、 実務経験2年以上 で受験できます。また、受験料は会員割引となります。 なお、2021年より各年実務経験年数が1年ずつ引き上げられ、2022年度の試験からは、非会員と同じ3年以上必要となります。

受験して合格したら、受験した年度から認定ケアマネジャーの資格が発生するのか？	受験した年の翌年の4月1日から5年間の資格です。
認定ケアマネジャーの資格を取得したら、主任ケアマネジャーの研修受講ができるのか？	実務経験が5年以上必要なところを3年以上で受講できますが、実務経験は専任でないといけない等があり、条件の詳細は各都道府県にお問い合わせください。
受験の際、研修ポイントが必要か？	免除になっているので、必要ありません。ただし、資格更新の際は30ポイント必要です。更新は5年間で30ポイントが必要となります。
地域包括支援センターで、ケースはもっているが、看護師や介護福祉士でも受験できるのか？	介護支援専門員の資格があり、指定の事例数を提出できることと、介護支援専門員としての実務経験の証明ができれば受験ができます。
実務経験は非常勤や、パートでもいいのか？	勤務形態問いませんので、実務経験としてカウントしてください。実務経験は8月1日現在での経験年数となります。
申請書類・手続き等	
【様式1】主たる略歴はいつからのものを記載するのか？	ケアマネジャーとして実務してからの経歴です
【様式1】申請者と法人等の代表者が同じ場合でも証明は必要なのか？	申請者は代表者と同じ場合でも必ず記入押印してください。
【様式3】実務経験年数の「現在に至る」とはいつの時点を指すのか？	毎年8月1日現在となります。

<p>【様式 3】実務経験証明書は現在の職場だけでいいのか？</p>	<p>様式 1 の資格申請書は現在の職場でよいが、実務経験証明書は実務経験年数が現在の職場で 3 年に満たない場合は、前の職場を含めて 3 年以上になるまで用意してください。 様式はコピーして使用してください。 前の職場で 3 年以上の場合は、前職場だけで結構です。</p>
<p>【様式 3】実務経験証明書の代表者が受験者本人でもいいのか？</p>	<p>結構です。</p>
<p>【様式 4】担当事例一覧は、現在担当している事例でないといけないのか。</p>	<p>現在の担当事例では指定の数に満たない場合、過去の事例でも結構ですが、御自身で担当していたものにしてください。地域包括支援センターは、相談事例でも結構です。</p>
<p>【様式 5】介護予防支援の場合、認知症の事例は、医者の診断で認知症と診断されないと出せないのか？</p>	<p>医師の診断がなくても結構です。認定調査票で、調査員の判断がⅡ a 以上であれば問題ありません。</p>
<p>【様式 5】書類提出後に亡くなったり、介護度が変わったりしたらどうするのか？</p>	<p>口頭試験の際にご説明いただければ結構です。書類の差し替えは不要です。</p>
<p>【様式 6】地域包括支援センターの場合も様式に書きおとすのか？</p>	<p>地域包括支援センターの場合、各市町村で定められた所定の様式の中だけで結構です。</p>
<p>【様式 6】HP に掲載の様式に書き落とさないといけないのか？</p>	<p>事業所の様式のみで結構ですが、個人を特定する情報（事業所名、県名、氏名、電話番号等）はすべてマスキングしてください。 用紙の裏面からも見えないようにしてください（マスキングしてから、コピーを取り、それを原本とするなど）</p>
<p>【アセスメントシート】どのようなものを添付するのか？</p>	<p>インターライ（MDS）方式はチェック項目までは付ける必要はありません。 目次にあたる部分と全体のまとめ、特記事項は必要です。 地域包括支援センターの場合は週間サービス表とアセスメントシートは別途提出の必要ありません。職場での所定の様式だけで、結構です。</p>

【アセスメントシート・サービス担当者会議録】はどの時期のものまで入力が必要か？	最新のを添付してください
口頭試験	
試験はいつか？また、試験時間はどの程度か？	当該年度の要領に記載の6日間の日程のうちどこか1日でお一人1時間以内です
試験の日の希望は受け入れてもらえるか？	希望はお受けできません。
学会・認定ケアマネジャーの会入会手続き等	
認定ケアマネジャーの会とは？	日本ケアマネジメント学会の会員であって、認定ケアマネジャーの資格のある方が入会できる団体です。認定ケアマネジャーの資格登録された方々のスキルアップを支援する組織です。
学会入会方法	<p>入会申込は、学会ホームページに必要事項を入力してお申込みしてください。受付の確認メールが届きます。年会費のお支払等、入会承認後に郵送でご案内します。</p> <p>承認は理事会の決議を経るので、承認には1か月ほどかかることがあります。</p> <p>*ただ今学会ホームページの入会フォームは準備中です。もうしばらくお待ちください。</p>

2018. 1. 21